令和２年度
第２回 加賀市健康福祉審議会 こども分科会 議事録
（第２回 加賀市 子ども・子育て会議）

日　時　　令和２年１１月４日（水）午後２時～３時３０分
場　所　　アビオシティ加賀
出席者　＜会　長＞近藤裕成氏
　　＜副会長＞山下　悟氏
　　＜委　員＞奥泉敦司氏、河原廣子氏、高市英明氏、北澤陸夫氏、越野美智代氏、南出良明氏、酢谷恭子氏、下出博明氏、砂山俊英氏、山口美幸氏、俣本佐織氏、中西美智子氏（以上 14 名）
　　＜事務局＞堀川健康福祉部長、奥村子育て支援課長、河崎子育て支援課参事
　　藪井子育て応援ステーション所長、矢嶋こども育成相談センター所長、
　　小森子育て支援課係長

１　開会
２　あいさつ
３　議題

1.	新型コロナウイルス感染症にかかる保育園等の対応について	資料１
2.	（子育て世帯・ひとり親世帯）臨時特別給付金について	資料２
3.	かがにこにこパークについて	資料３
4.	（仮称）片山津地区保育園について	資料４
5.	加賀市公立保育園再編基本計画について	資料５
6.	放課後児童クラブの運営基準について	資料６
7.	児童センターについて	資料７
8.	オレンジリボンキャンペーンについて	資料８
9.	その他	

４　閉会

（事務局）
　それでは定刻となりましたので、ただいまから令和２年度第２回加賀市健康福祉審議会こども分科会を開会いたします。
　委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。
　なお本日、佐野委員様、川倉委員様、庄田委員様、辻委員様につきましては、ご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。
　それでは、健康福祉部長　堀川がご挨拶を申し上げます。

（健康福祉部長）

・あいさつ

（事務局）

では、健康福祉審議会条例の規定に基づきまして、会長が会議の議長となりますので、近藤会長に会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（議長）

本日はお忙しい中ご参加いただきありがとうございます。

会長を務めさせていただきます近藤です。コロナウイルス感染者も少し下火になったような兆しがありますけれども、皆さん気を抜かずに感染予防をして頂きますようお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、本日も円滑な議事の進行にご理解ご協力を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、健康福祉審議会条例の規定に基づき、委員 18 名中現在 14 名が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議題（１）の「新型コロナウイルス感染症にかかる保育園等の対応」についてに引き続き、議題（２）の「(子育て世帯・ひとり親世帯）臨時特別給付金」について説明を事務局よりお願いいたします。

（事務局）

【資料１に基づき説明】

【資料２に基づき説明】

（議長）

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたが、これらの件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

（委員）

保育業務支援システムについて、９月定例会後にということですが、いつごろまでに全園の整備ができるのでしょうか。

（事務局）

もう既に動橋保育園以外の各公立保育園についても既に案内済で、一部登録されていらっしゃらない方もいらっしゃいますが既に運用を開始しております。

11 月には連絡出来る体制が整えたいと思います。

（委員）

法人立保育園はどうでしょうか。

（事務局）
　法人立保育園の場合は従前から国の助成を活用してＩＣＴ化を進めているところもございまして、まだ導入されていない方については動橋保育園の運用状況等をご覧いただいて更に整備をしていただくということで現在進めております。

（委員）
　もちろん新しいスワトン保育園になりますけれども、その３園は対象外ですか。

（事務局）
　金明保育園、湖北保育園、潮津保育園の保護者も対象として運用しております。新しい保育園になりましても引き続き運用する予定であります。

（議長）
　ありがとうございます。何かご質問はありませんか。よろしいでしょうか。
　給付金に関してはどうですか。
　ひとり親世帯で、児童養護施設に入っている子ども達はどうなりますか。

（事務局）
　児童養護施設に入っていらっしゃるお子さんの場合、児童の監護は施設の長等のみが行っていると解すので、児童扶養手当の支給はありません。そのため給付金の支給対象者となっておりません。

（議長）
　それでは次に、議題（３）の「かがにこにこパーク」についてです。
　事務局から説明をよろしくお願いします。

（事務局）
　【資料３に基づき説明】

（議長）
　ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

（委員）
　年末年始の休みについてお伺いしたいのですが。この条例の改正は 12 月定例会後からですか。
　いつからですか。

（事務局）

失礼いたしました。条例改正案は３月定例会で提出し、令和３年４月から適用するような形で準備を進めたいと考えております。

（議長）
他に何かありませんか。

（委員）
「ＮＰＯ法人かもママ」は、妊娠中から子育て期の支援活動をさせていただいていますが、皆さん保育園に入ってしまうと、どうしても関係性が途切れるところがあって、かがにこにこパークの運営に関わらせていただくことで、切れ目のない支援が継続できるということもありまして、今回、手を挙げさせていただいた次第です。
多子家庭もいらっしゃいますので、多子家庭の方の付き添い、寄り添いとか、お母さんの子育ての相談等に対応できたらいいなと思っています。
初めてのことなので分からないことも沢山ありますが、これまでのネットワーク、連携を大切にしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

（議長）
よろしくお願いします。他に何かありますか。

（委員）
今年は大雪と予想されていて、セミナーハウスあいりすの周辺の除雪に関してはどのような状況でしようか。

（事務局）
建設部のほうで道路関係の除雪をしますし、かがにこにこパークの関係でいいますとスポーツ振興事業団が除雪関係の機材を借り受けられておりまして、かがにこにこパーク周辺については、役割分担しながら除雪させていただくこととしています。

（議長）
よろしいですか、他に何かございませんか。
では次に議題（４）「（仮称）片山津地区保育園」について、議題（５）「加賀市公立保育園再編基本計画」について、続けて事務局から説明をお願いします。

（事務局）
【議題４に基づき説明】
【議題５に基づき説明】

（議長）

ありがとうございます。これらの案件について、何かご質問などありますか。

（委員）

一点、気になったことがありました。

資料５の加賀市公立保育園再編基本計画ですけれども、公立保育園再編計画では入園を視野に入れながら進めていくと思うんですけれども、それは各中学校区に公立保育園１園という基準で動いていると思いますが、そこで民営化というイメージができないのですが。

（事務局）

選択の一つとして周りの状況も変わっており、そういったことも考えていかなければならないという一例で申し上げました。

現状の中では公立保育園の役割として、今回のスワトン保育園のほうでもそうですが、医療的ケア児の受け入れであったり、支援の必要な方の受け入れという役割がございます。

引き続き公立保育園の役割として大切なものがあるという認識の元で状況の変化もございますので、今まで公立保育園のみの再編という話だけで進んでまいりましたが、たまたま金明保育園、湖北保育園、潮津保育園の場合、３つの保育園を統合しますと、100 人規模ということで規模も確保できましたが、計画策定後にお子さんの数が減っているところもありますので、同じような形態を取ったとしても規模自体が 60 人未満となる部分も少しずつ見えてきました。集団保育を確保する意味合いにおいてある程度従来の考え方ではなかなか難しいところではありますので、民間と一緒になって市の保育の充実に向けて考えていくこともなくてはいけないという意味合いで申し上げました。

（委員）

今の話から察しますと、山代地区は加陽保育園を残して、後は民営化という感じですか。

３園で一つを作るということではなくて、令和３年を通り越して令和７年に進んで民営化するということでしょうか。

（事務局）

そこまで具体的なお話ではございませんが、状況からしますと法人立保育園でも保育人数が減少しているところもありますので、市全体として必要な保育を確保するために、今後どのような方法が良いのか皆さんのご意見を頂戴しながら考えていかなければならないと思っております。

（議長）

ありがとうございます。

（委員）

公立保育園に関してですが、動橋地区は資料の表では減少地区には入っていないし、動橋保育園はゼロ歳児からの受け入れということで、ずっとコンスタントに沢山の園児たちを受け入れていて、あの狭い敷地内で「よくぞ。」という感じです。また送迎もかなり大変だと思います。けれども、あの過

密な状態は当面、変わらないままですか。

（事務局）

今ほどありましたとおり、動橋地区とか分校地区に関しては、お子さんの減り方は他に比べてさほど少ない地域になっているという現状です。

今回、片山津地区に新しい保育園ができたことにより片山津地区の方で動橋保育園に入園されていた方の入園先の選択が広がっており、伊奈美園、清心保育園のほうもご利用いただいている状況の中で、今までよりは緩和される部分は出てくるかと思っております。

（議長）

ありがとうございます。

「スワトン」というのは、あそこにスワトン遺跡という所がありまして、我々は聞き慣れているんですけれども、知らない方は「あの名前はなんだ。」となるんですが、歴史的にちゃんと名前のある場所です。

新しい保育園で、道路等の関係の対策や、その他で悩めるところはないですか。

（事務局）

片山津中学校へ入る坂道の道路の幅員を少し広げて、センターライン引き直し、ちょうど入口が鋭角になっている部分を削れないかということ、野田松ヶ丘からちょうどスワトン保育園の前のあたりのカーブを少し緩やかにするといったような内容で交通関係の方の改善は少しされることとなっております。

（委員）

単純な質問ですが、予定定員に対して保育士の配置予定人数を教えて頂けたらと思います。

（事務局）

そこは、今からの配置になりますが、まず基準の通りということに加えて、障害のある方がいらっしゃいますので必要な加配や、それから医療的ケアが必要なお子さんもいらっしゃいますので看護師の配置、子育て支援センター職員の配置分も含めて来年度に向けて必要な保育士の配置を準備しているところで、具体的な数字については後日となります。

（委員）

イメージとして、旧３園の先生方がそのまま配置されるということでしょうか。

（事務局）

そこは、人事的なこともありますので、人事係のほうには、こちらとしても園児が馴染めるようにということで、ガラッと変わる保育士の配置はやめてほしいというような意向は伝えていこうと思っています。

（委員）
　そこだけ気になったので、見知った顔の先生がいるなら子どもは大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。

（議長）
　次に、議題（６）「放課後児童クラブの運営基準」についての説明をお願いします。

（事務局）
　【議題６に基づき説明】

（議長）
　ありがとうございます。本件につきまして何かご質問はございませんか。

（委員）
　最後に言われたことが気になったのですが。そういった認可だったり、立地など、設置されている場所の安全担保がなされた時に、条例改正が適用できるという話だったと思いますが、現在 22 団体の中の６つの保護者会運営クラブがＮＰＯ法人なり、社団法人なり、社会福祉法人とかへ移行したのですか。

（事務局）
　そうではなくて、従来 11 クラブあった保護者会で運営するクラブの内、５つがＮＰＯ法人なり、一般社団法人に移行したということです。

（委員）
　５つが移行したということで、保護者会運営が 11 団体、その 11 団体が移行して放課後学童クラブ活動を見える化していますね。
　法人が行っているということはある程度のシステムがそれぞれにあると思うんです。
　話を戻しますが、条例改正されて運営のシステム化ができたらいいという話だったんですけれども、それぞれのところに設置を委ねているところがあって、条例を改正されても市のほうが安全を担保できる状態で、ハード面でも応援していくようなことがないと、それぞれのパワーで動かざるを得ないのかと感じる。「条例改正したからあなたお願いね。」というようなイメージに聞こえるのですが。

（事務局）
　けしてそういう意味ではありませんので、法人化されることによりまして、一般社団法人ですと学童を５つ６つ運営されているところもありまして、例えば、Ａという施設で支援員がお休みという時に、複数いるＢの施設の方から応援することによって、しっかりと保育運営が出来るということが法人化の一つのメリットだと思います。それから、法人化することによって、学童の事業の継続性であ

ったり、運営の健全化であったり、ノウハウの継続性であったりが出来るという意味合いで、ご相談があれば順次、法人化させて頂いております。そういった中で、学童の運営で１施設しかないところでは、支援員の体調やご家族のことで急にお休みしなければならないという時には中々厳しい状況であり、現在ある６つの保護者会運営のところからも、法人化の検討も現状でされておりまして、もしかすると来年度も２つぐらい法人化されるようなところもあろうかと思います。そんな中で、市としましては決して「どうぞ。」という話ではなくて、例えば、緊急通報装置といいまして、外部から危険な方が入ってきた時に、警察に直通で電話がつながるというような設備等の補助や、学童の施設整備の補助とか、法人化に関してご提案するとか、そういったことで運営の強化というのは引き続き行っていきたいと思っております。

（委員）

ありがとうございます。法人になっていくということは結局、グループ企業みたいな感じで、同じ法人の中でお互いの弱いところを補い合うというのはイメージ出来ますが、例えば児童センターだったら、職員がどうしてもお休みを取らなければならない時に、ローテーションができるメンバーが入っていますよね。そういったソフト面も、ハード面にも、市役所のほうで補助を入れるというのはどうでしょう。

（事務局）

例えば動橋児童センターの前にあります。動橋学童クラブつばさという学童では、設備の共有など、そういった提案など、相談によってできるので、できる限りアイデアを募り現実に合うような形で今までの形態にとらわれずにやっていけないかと思っております。

（委員）

土曜日など児童数が少ないときの支援員 1 人体制という件についてですけれども、お子さんが何人いるかはわかりませんが、支援員 1 人でスタートして６時間から７時間というのは結構ハードで負担がかかるのではないかと思います。お子さんの特性もありますが、そういう基準なども細かく決めていただかないと、当日、入るスタッフにすごく負担がかかるのではないかと思います。

そのことを保護者に了解を得る、または一筆書いて頂くといった対応でもして頂かないと、緊急時には、責任とかその判断等があります。その支援員一人に責任がかかってもどうかと思います。何かあった時その責任者やみんなが駆け付けられるならいいですが、それについて検討していただければと思います。

それと、誰でもどこの学童でも入れるというようなスタッフを市なり何処か分かりませんが、確保されておいて、1.５人～２人体制ができるような臨機応変な対応も必要なのではないでしょうか。

いかがでしょうか。

（事務局）

ありがとうございます。

安全に放課後学童クラブを運営するということが大前提でございますので、例示にありました支援

が必要なお子さんの場合につきましては、現在、基準以上に配置するといったところも含めて、体制を担保できるという条件の下で、体制を確保するといったようなことも考えていかなければならないと思っております。そして、現状、お子さんがどれくらいいるか時間帯ごとに学童からお聞きしていますので、その辺も踏まえて今後、改正案を検討する中で考えていきたいと思っております。

（議長）
　よろしいでしょうか。支援員の確保は中々大変だろうと思います。皆さんも気にかけてあげてください。
　よろしくお願いします。

（議長）
　それでは次に、議題（７）「児童センター」についてに入りたいと思います。事務局から、説明お願いします。

（事務局）
　【議題７に基づき説明】

（議長）
　ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見は、ございませんでしょうか。

（委員）
　イメージでいいでしょうか。今年度中に削減目標を現在の２分の１。何かこれは、それぞれを比較しながら２分の１に持っていくという相対的な削減のような気がします。
　それぞれの土地の、子ども達の色々な条件は異なるのに、絶対的なところで本当に必要なのかどうなのか、削減というよりは、比較して最後２分の１にすればよいという、数字的な比較のように聞こえるのですが。

（事務局）
　相対的な比較も確かにさせていただくといったところはございます。ただ単に多いから、少ないからだから残す、残さないという議論ではなく、いかに活用していただいており、なお且つ、人口減少が進む中で、児童センター以外でも例えば、道路や橋であったり、そういったことも全国的に議論されているところもありますので、なかなか申し上げにくいとろですが、一度はやはり今後どうしていくかということも考えていただかなければならないということで、議題としてとり上げさせていただきました。
　その中で建物があっての機能なのかということになりますと、先程少しお話にありましたように、場所によっては児童センターと地区会館が一緒にあって、その近隣に学童がある、そんな中で複合的に実施する中で、地区活動も盛んになり児童センターも活発になり、学童の方も活発になるというよ

うなことも考えられないかというようには思っております。

６つの児童センターを単に数を半分にするということではなく、機能をいかに維持しながら財政的な工夫もしていきたいという風な考え方でございます。

（委員）

私は今現在、「ぴよぴよ・かが」という育児サークルのほうで活動していますが、それぞれのところで育児サークルは 26 年続いていますが、それぞれの居場所、結局社会的なところに関与しない子育て時期の、孤立時期の社会的参加の一つの意味合いが強いのですが、それぞれ町立、地区立で動いているところで、来年の３月までに２分の１にするというのは、あまりにもハードだと思います。

（事務局）

来年３月までに半分にするといったお話ではなく、今後、議論を進めて、この計画の中で、施設の更新費用の節約であるとか活用の仕方を考えながら、目標を達成するような方針を定められないかということでありますので、来年３月までに半分にするといった話では決してありません。

（委員）

それは重々承知しています。その基本方針に基づいた「更新方針を策定する」ということで、その辺は理解しています。こういう形で２分の１に削減ということで、それぞれの地区でも話し合っていく。

例えば、保育園の統廃合であれば、地区ごとの話し合い等が丁寧に行われたと思われるのですが、それぞれの地区で更新方針が定まってから、その後の対処方法だったと思うのですが、私は、その時の１年間だけ委員をしていませんので分かりませんが、多分、今がそのタイムリーなところであるならば、それぞれの所で色々な思いをちゃんと話し合うべきではないかと思っております。

（事務局）

各児童センターのほうでは運営委員会といった会議をお持ちです。前回、平成 27 年に休館日を変更した際にも、そちらの方にもお話しを伺いながら進めてまいりましたので、それぞれの活動状況など含めて伺い、計画を進めてまいりたいと思っていますが、中々、会議をしようにも難しい状況であります。

しかしながら現在ご利用になっている方の利用状況なども確認しながら、計画の方に反映させていきたいと思っております。

（委員）

「確認しながら」というのは例えば具体的にどういった確認が行われるのでしょうか。

（事務局）

運営協議会のほうにそういった方の参加も求めながらということになろうかと思います。

（委員）
　従来でしたら６月にそれぞれの運営委員会が行われているのですが、今年はコロナ禍で全く運営委員会が行われないまま下半期に入っているのですが、運営委員会を開いていくといったことも、それぞれのところで考えてもいいということでしょうか。

（事務局）
　コロナウイルスと共存しながらと言いますか、そういった議論を深めていっていただきたいと思います。
　繰り返しになりますが、単純に児童センター施設を２分の１にするということではなく、活動状況を踏えながら今後、児童センターをどうしていくか考えていきたいと思っております。

（議長）
　よろしいですか。何をどのようにして２分の１にするかはなかなか分からないですよね。
　何か聞きたいことはございませんか。

では次に、議題（８）「オレンジリボンキャンペーン」について事務局の説明をお願いします。

（事務局）
　【議題８に基づき説明】

（議長）
　ありがとうございます。
　本件につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。昨年と比べてここ半年、１年の流れで報告事例はどうでしょうか。

（事務局）
　虐待の報告や相談があった件数は出ました。
　新規の相談は児童相談所のほうが多くなっていると思いますが、市での新規の相談は２件、継続では子育て応援ステーションが関わっているお母さん方からの相談は増えている状況にはなっています。

（事務局）
　児童相談所のほうはどうですか。

（委員）
　統計事態が年遅れで出てくるので、最近の統計数としては出てこないのですが、加賀市は非常に、市町の役割の一つではありますが、密着型でフットワークが軽く動いていただいています。オレンジリボン自体は啓発ですが、これに対する対応ということで言えば、非常に頑張っていただいているといった印象が強いです。

石川県の児童相談所の件数自体は増えているが、必ずしも増えているからそれは決して悪くなったということではなく、啓発によって、早期発見であったり、支援が可能になったという風にとらえてもという部分があります。

（議長）

他に何かお尋ねになりたいことはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。母親の目から見て何かありませんか。

（委員）

コロナ禍でお家に子どもといる時間が増えたことによって、ちょっとしたことでイライラすることや、ストレスを発散する場所がなかったりするとかで、こういう啓発自体、すごくいいことだと思いますし、相談する件数が増えるということは、その分だけ頼っているということなので、良いことだと思いました。

（議長）

大先輩としていかがですか。

（委員）

虐待というような部分で言えば、親になるための教育というものが必要だと思っております。

最近のニュースを見ていますと、生まれてすぐ殺すとかそういったことが報道されていますけれども、性に関する教育とともに親になるための教育を総合的にやらないといけないと思いました。

コロナ禍の中で、ステイホームがずっと続けばイライラが募るということもあると思いますが、子どもの姿を見ていると、いるだけで心が休まるということもありますので、もっとそのことを感じながら、家庭の在り方というものも本当に見直していかなければという思いでおります。学校にいたときも保健の先生方と連携を取りながら様子を見るということを意識付けていきましたけれども、なかなか減らない現状があるということは寂しいことだという思いでこの問題を見守っております。以上です。

（議長）

ありがとうございます。大先輩の意見でした。

議題（９）「その他」で何か他にありませんか。

（委員）

意見というわけではないですけれども、児童センターについてというところで、これは非常に難しい問題だと思います。もともと高度経済成長で 40 年代、50 年代で増えてきたもので、その頃の役割としての児童厚生施設としては変わってきている訳です。児童福祉法で定められた施設であって、放課後児童クラブでもないし、保育園でもない。元々が児童館ですね。そこで遊びの提供などの役割を担ってきました。元々の理念であったり活動が協働するところがある施設で、推進していく上で、いろ

いろなところと共有していくとしても立場や機能的に曖昧で難しい施設で、これは児童館の持っている元々の役割の難しさだと思いますが、ただし、この施設があるということによって色々な連携がとれたりしてということも中には出てきたりしていますので、今後の推進計画の中で、この施設の役割はどういうところにあるかということを、ハード的なことも踏まえて、これからも是非、推考していただきたいという希望を述べさせていただきます。

（事務局）

ありがとうございます。そういったことも踏まえて考えていきたいと思います。

（議長）

よろしいでしょうか。本日の議題はすべて終了いたしました。皆さん長時間にわたり本当にありがとうございました。次回については 12 月 23 日水曜日開催予定ということで事務局から伺っております。よろしいですか。場所は未定であります。

（事務局）

場所等は追ってまた連絡させていただきます。

（議長）

それではこれをもちまして、本日のこども分科会は全て終了いたします。委員の皆様ありがとうございました。